

## 社会福祉法人津市社会福祉協議会ホームページ広告掲載実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人津市社会福祉協議会広告掲載要綱(以下「要綱」という。)  
第3条第3項及び第4条の規定に基づき、津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)  
がインターネット上に公開するホームページ(以下「本会ホームページ」という。)への  
広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、1枠あたり次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメーション及び透過GIFを除く。)又はJPEG
- (3) 容量 100KB以下

(広告の表現)

第3条 広告は、要綱第3条第1項の規定によるもののほか、次に掲げる表現に留意し、作  
成しなければならない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動作をしたり、誤解を与えたりするおそれがないもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがないもの
- (3) 文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等  
を使用する場合は、文字の周りを縁取るなど文字を読みやすく配慮したもの
- (4) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮した  
もの

(広告の禁止表現)

第4条 広告の禁止表現は、次のとおりとする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク(ユーザーの操作に対し注意を促したり警告を与えたりするために表  
示されるメッセージ)
- (3) ラジオボタン(コンピューターの操作画面において、複数の選択肢からひとつだ  
けを選択する場合に用いられるボタン)
- (4) テキストボックス等、入力できるように見えるもの
- (5) プルダウンメニュー(カーソルをあわせてクリックすると、下に選択肢があるように  
見えるもの)
- (6) 閲覧者が本会ホームページのコンテンツの一部であるかのように誤解するおそれが  
あるもの

(ホームページへのリンク)

第5条 本会ホームページに掲載する広告は、その画像が広告掲載を申請する者(以下「申  
請者」という)の指定するホームページにリンクしているものとする。

(リンク先のホームページの基準)

第6条 リンク先のホームページが次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載しないものとする。

- (1) 要綱第3条第1項各号に該当するもの
  - (2) 他のホームページへのリンクを集合し、紹介するもの
  - (3) 第4条第6号に該当するもの
- (広告の掲載位置等)

第7条 広告を掲載する位置は、本会ホームページのトップページにおける所定の位置とする。

2 掲載する広告の枠数は、10枠以下とする。

(広告の掲載期間等)

第8条 広告の掲載期間(以下「掲載期間」という。)は、1か月単位で、6か月以上12か月以内とする。ただし、本会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、別に掲載期間を指定することができる。

2 広告の掲載を開始する日は、掲載開始希望月の第1日とする。ただし、月の第1日が土曜日、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日(以下「休日等」という。)にあたる場合は、翌日以後の休日等でない日とする。

3 広告の掲載を終了する日は、掲載終了希望月の最終日とする。ただし、月の最終日が休日等にあたる場合は、翌日以後の休日等でない日とする。

(広告の掲載料金)

第9条 広告の掲載料金(以下「掲載料金」という。)は、1枠あたり月額3,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告の募集方法)

第10条 申請者の募集は、本会ホームページ及び広報紙等により公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じているときに行うものとする。

3 第1項の規定に関わらず、会長は公募を行うにあたって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第11条 申請者は、本基準を承諾した上で、ホームページ広告掲載申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。

2 申請期間は、広告掲載開始希望日の3か月前から1か月前までとする。

3 申請は本会総務課への持参又は郵送によるものとし、受付時間は休日等を除く日の午前8時30分から午後5時15分とする。なお、掲載の可否にかかわらず申請書類は返却しない。

4 本会ホームページに掲載中の広告について、掲載期間の延長を希望する場合は、ホーム

ページ広告掲載申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

5 前項の掲載期間の延長については、延長前からの通算掲載期間が第8条第1項に定める掲載期間の上限を超えることも可能とする。

6 第4項の申請期間は延長期間開始日の3か月前から10日前とし、申請方法及び受付時間は第3項に準ずるものとする。

（広告掲載の優先順位）

第12条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順位による。

（1）本会会員の広告

（2）企業または自営業者のうち、津市内に事業所等を有する者の広告

（3）前号に掲げる者以外の広告

2 前項の順位が同一の場合は、掲載希望期間が長いものを優先し、なおも順位が同一の場合は、津市社会福祉協議会広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）において広告の内容を審査の上、決定するものとする。

（広告案の費用負担等）

第13条 広告案の作成は、申請者の責任において行い、その費用は申請者が負担するものとする。

（広告掲載の決定等）

第14条 会長は、第11条の規定による申請があった場合は、委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載開始希望日から過去1年以内に本会ホームページに掲載されていた広告と同一又は同一とみなされる広告及び第11条第4項に定める掲載期間延長申請に係る広告については、会長が認めた場合、前項の審査を省略することができる。

3 会長は、広告掲載の可否を決定した時は、その結果をホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又はホームページ広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（広告修正による許可）

第15条 会長は、広告の修正又は必要書類の追加提出を条件として掲載を許可することができる。修正又は必要書類の追加提出はその都度本会が指定した期日（以下「期日」という。）までに行い、修正の場合は修正後の広告を提出するものとする。修正又は必要書類の追加提出の指示に従わない場合又は期日を超過した場合は、会長は広告掲載許可を取り消すことができるものとする。

（掲載料金の納入）

第16条 申請者は、会長が指定する期日までに、掲載料金を一括して納入しなければならない。

（広告の変更）

第17条 掲載期間中の広告変更は認めないものとする。

(リンク先ホームページの内容変更)

第18条 申請者は、掲載期間中にリンク先のホームページの内容を変更しようとするときは、変更する日の2週間前までに会長に変更内容を通知しなければならない。

2 会長は、前項の変更内容が第6条各号のいずれかに該当するときは、申請者に対して内容の修正を求めることができる。

(広告掲載許可の取消し等)

第19条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載許可を取り消し、又は掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに掲載料金の納付が無いとき。

(2) 申請者が前条第1項の規定による通知をせず、かつリンク先のホームページが第6条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 申請者が前条第2項の規定による内容の修正を行わないとき。

(4) 掲載期間中に申請者が要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲載許可を取り消し、又は掲載を一時停止した場合においては、本会は、申請者に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第20条 申請者は、本会ホームページへの広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、申請者は、広告掲載の取下げを希望する日の1か月前までにホームページ広告掲載取下げ申請書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

(掲載料金の返還)

第21条 既納の掲載料金は返還しないものとする。ただし、申請者の責めに帰さない理由により広告掲載許可を取り消したときは、既納の掲載料金を申請者に返還するものとする。

2 前項ただし書の規定により返還する掲載料金は、掲載できなかった日数に応じて日割り(1か月を30日と計算し、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、掲載できなかった時間が連続24時間未満の場合は、掲載料金の返還は行わない。

3 前項の規定により返還する掲載料金には、利子は付さない。

(広告原稿の提出)

第22条 広告原稿は、申請者において作成し、出力見本を添えてデータ(GIF、JPEGのいずれか)で提出することとする。

(基準の変更による修正)

第23条 会長は、第2条から第6条、要綱第3条第1項又は第2項に規定する基準の変更

等により、広告又はリンク先ホームページの内容が基準を満たさなくなった場合は、申請者に対して内容の修正を求めることができる。

2 申請者が本会の指定する修正期日までに前項の修正を行わない場合、会長は広告掲載許可を取り消すことができる。

(免責)

第24条 本会ホームページへの広告掲載又は広告掲載許可の取消し等により発生した損害等について、本会は申請者及び第三者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(申請者の責務)

第25条 申請者は、本会ホームページへ掲載する広告の内容等に関する問合せへの対応のほか、一切の責任を負うものとする。

(委任)

第26条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。ただし、施行日以前に申請された広告については、審査及び掲載を許可された場合にその当初の掲載期間が終了するまでは従前の基準を適用する。